

薬使用を「可能な限り促す」としており、あくまで努力義務の扱い。このため、薬局などで後発薬を勧めているが、希望者には先発薬を調剤。後発薬の使用割合は一六年で69・3%にとどまる。

そこで同法改正案では「原則として後発医薬品による」と、より踏み込んだ表現とし、受給者の意向にかかわらず後発薬の提供を徹底する。法案が成立すれば、同省は自治体の福祉事務所や薬局に詳細な対応を通知する方針だが、受給者の反発を招く可能性もある。

これまで、後発薬の使用は薬局で促したり、福祉事務所のケースワーカーが指導したりしている。ただ、医師が後発薬の使用を認めた場合でも先発薬を調剤する事例があり、財務省の資料によると、その理由の67・2%が受給者本人の希望だった。

医療扶助は全額が公費負担。一五年度の場合、生活保護費約三兆七千億円のうち約一兆八千億円と最も多い。厚労省は抑制に向け、

受給者の後発薬の使用割合を一八年度中に80%以上に保護法に明記する方針を固めた。受給者の高齢化に伴う医薬品（ジェネリック）を原則使用することを生活保護法に明記する方針を固め、先発医薬品より安い後

生活保護者は後発薬

厚労省、医療費抑制へ方針

厚生労働省は一十七日、生活保護受給者について、医師が問題ないと判断すれば、先発医薬品より安い後

1/28
県政